

文書番号	ICS-M-007
制定日	2010. 4. 1.
改定日	2017. 4. 1.
改訂版数	第4版
主管部署	管理部

個人情報保護規定

(株)イカイコントラクト

配布先：

本社
 管理部
 生産企画部
 営業企画部

承認	確認	作成
		

個人情報保護規定

目次

- 第1章 総 則
- 第2章 個人情報の利用目的の特定・公表、個人情報の適正な取得等
- 第3章 個人情報の利用、個人データの安全管理等
- 第4章 個人データの第三者への提供
- 第5章 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用の停止等
- 第6章 苦情及び相談

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、株式会社イカイコントラクト(以下「当社」という。)が個人情報の取扱いに関して遵守すべき準則を定め、個人情報の適切な取扱いを確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報
- (4) 保有個人データ 当社が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人
- (6) 従業者 当社の組織内で個人情報の取扱いに従事する者

(適用範囲)

第3条 この規定は、当社の従業者に対して適用する。

- 2 従業者は、当社を退職した後といえども、在籍中に知り得た個人情報については、この規程の定めるところにより、みだりにこれを利用し又は第三者に提供してはならない。

第2章 個人情報の利用目的の特定・公表、個人情報の適正な取得等

(個人情報の利用目的の特定)

第4条 個人情報は、当社の事業活動に必要な範囲内において利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ利用する。

2 当社における個人情報の利用目的は、次のとおりとする。ただし、それらの利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内において、これを変更することがある。

- (1) 採用選考、就業機会に関する情報の提供、登録情報の更新等の業務
- (2) 雇用契約の締結・履行に関する業務
- (3) 業務請負契約、労働者派遣契約又は職業紹介契約の締結・履行に関する業務
- (4) 注文者、派遣先等の取引先への業務上必要な連絡等に関する業務
- (5) 人事管理（雇用管理・給与管理・教育訓練・福利厚生・安全衛生管理等）に関する業務
- (6) 入退室管理、防犯等に関する業務
- (7) 法令に基づく個人番号の取扱いの業務
- (8) その他、前各号に掲げる業務に付帯する業務

3 前項の個人情報の利用目的は、あらかじめ事務所等に掲示して公表する。その利用目的を変更した場合も、同様とする。

4 個人情報を第2項に掲げる目的（これを変更した場合には、変更後の目的）以外の目的に利用する必要がある場合には、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 本人又は公衆の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等)

第5条 個人情報は、適法かつ公正な手段によって取得する。

2 要配慮個人情報を取得する必要がある場合には、あらかじめ本人の同意を得

る。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 本人又は公衆の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体等により公開されている場合
 - (5) その他、前各号に掲げる場合に準ずる一定の場合
- 3 個人情報を取得した場合には、速やかに、その利用目的を本人に口頭又は文書で通知する。その利用目的を変更した場合も、同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人にその利用目的を明示する。その利用目的を変更した場合は、変更後の利用目的を口頭又は文書で通知する。
- 5 前2項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知することにより、当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

第3章 個人情報の利用、個人データの安全管理等

(個人情報の利用)

第6条 個人情報は、利用目的の達成のために必要な範囲内において、具体的権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用する。

(個人データの正確性の確保等)

第7条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するように努める。

(安全管理措置)

第8条 個人データに対する不正アクセス、個人データの漏洩、紛失、棄損、改ざん等を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 個人データは、管理部において保管し、追加・削除・修正等の管理を行う。
- (2) 個人データの取扱いの管理に関する事項を行わせるため、管理部において、当該事項を行うために必要な知識・経験を有していると認められる者のうちから、個人データ管理責任者を選任する。
- (3) 個人データの取得・入力・移送・送信・利用・加工・保管・バックアップ・消去・廃棄等の作業は、適正な管理下で行う。
- (4) 個人データが外部に漏洩したか、又はその危険性がある場合には、直ちに事実関係を調査し、具体的な対応・対策を講ずるとともに、再発防止策を策定し、従業者に徹底する。

(従業者の監督)

第9条 個人データ管理責任者及び各部署の管理者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たり、個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 個人データ管理責任者は、個人データの安全管理を図るため、従業者に対し、個人データの保護及び適切な取扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。
- 3 個人データ管理責任者は、従業者の個人データの取扱いに関する役割と責任を明確にし、従業者に対し個人データの確実な安全確保を図るよう指導する。

(従業者に対する教育・研修)

第10条 個人データ管理責任者が決定した教育方針に基づき、従業者に対し、個人情報保護及び適切な取扱いに関する教育・研修を実施する。

- 2 従業者は、前項の教育・研修を受けなければならない。

(委託先の監督)

第11条 当社の業務の遂行に当たり個人データの処理を外部に委託する場合には、個人データの適切な取扱いを万全になし得る能力を有し、そのための体制が整備

されている業者を選定し、契約を結んで個人データの保護を徹底するとともに、当該業者に対し適切な監督・管理を行う。

第4章 個人データの第三者への提供

(個人データの第三者への提供)

第12条 当社が保有する個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供はしない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者への提供に当たっての留意事項)

第13条 個人データを第三者に提供する場合には、提供先に対して、提供目的の範囲内において取り扱うべきことを明示し、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

- (1) 提供先において、個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこと
- (2) 個人データを他の第三者に再提供する場合には、あらかじめ文書により当社の上承を得ること
- (3) 提供先における個人データの保管期間、管理方法等を明確にすること
- (4) 利用目的の達成後には、個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること
- (5) 提供先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること
- (6) 個人情報漏洩等の事故が発生した場合には、直ちに当社に報告するとともに、提供先の責任を明確にすること

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第14条 当社は、個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称等に関する記録を作成し、所定の期間保存する。

第5章 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開

示・訂正・利用の停止等

(保有個人データに関する事項の公表)

第15条 当社は、保有個人データに関し、利用目的、本人からの次条の規定による利用目的の通知の求め又は第17条から第19条までの規定による開示、訂正、利用の停止等の請求に応ずる手続、苦情の申出先等について、事務所等に掲示して公表する。

(保有個人データの利用目的の通知)

第16条 本人から、本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、通知しないことができ、通知しないことを決定したときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知する。

- (1) 前条の規定により本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかなる場合
- (2) 利用目的を本人に通知することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (3) 利用目的を本人に通知することにより、当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(保有個人データの開示)

第17条 本人は、本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けたときは、当該本人であることを確認した上、遅滞なく、保有個人データを開示する。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合（採用選考に関する情報、人事評価情報、人事考課結果、派遣先による評価等の情報、その他の未発表の人事情報、法令又は会社の諸規則に違反する行為

の調査に関わる情報等の開示の請求を受けた場合)

(3) 他の法令に違反することとなる場合

- 3 前項ただし書の規定により保有個人データの全部又は一部について開示しないことを決定したとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(保有個人データの訂正等)

第18条 本人は、本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、その保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求を受けた場合には、当該本人であることを確認した上、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行う。
- 3 前項の規定により保有個人データの内容の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知する。

(保有個人データの利用の停止、第三者への提供の停止等)

第19条 本人は、本人が識別される保有個人データが第4条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて取り扱われているとき又は不正な手段により取得されたものであるときは、当該保有個人情報データの利用の停止又は消去を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用の停止等を行う。ただし、当該保有個人データの利用の停止等に多額の費用を要する場合、その他利用の停止等を行うことが困難であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、本人が識別される保有個人データが本人の同意を得ないで第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合、その他第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 5 第2項の規定により保有個人データの利用の停止等を行ったとき若しくは利用の停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定により保有個人データの第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対しその理由を説明する。

(保有個人データの開示等の請求等に応ずる手続)

第20条 第16条の規定による求め及び第17条から前条までの規定による請求は、第22条に規定する窓口へ直接出向くか、又は同窓口への電話、ファックス、郵便若しくはEメールにより行わなければならない。

- 2 当社は、本人が第16条の規定による求め又は第17条から前条までの規定による請求を行うに当たって、本人確認のために必要以上に多くの情報は求めない。

(保有個人データの破棄等)

第21条 保有個人データの破棄又は消去は、具体的な権限を要する管理者（又はこれに代わる従業者）が、焼却、裁断、溶解、磁氣的消去等の方法により外部流出等の危険を防止するための措置を講じた上で行う。

第6章 苦情及び相談

(苦情及び相談)

第22条 当社は、個人情報及び個人データの取扱いに関する苦情及び相談について、管理部に専用の窓口を設け、同部で受け付け、適切かつ迅速に対応する。

(株)イカイ コントラクト	個人情報保護規定	ICS-M-007	1 / 10
		改定日 2017. 4. 1.	第3版

改 訂 履 歴			
版数	改訂日	ページ	改訂概要
1	2010. 4. 1.	全	新規制定
2	2012. 9. 1.	全	全面見直し改訂
3	2014. 4. 1.	P7~10	新規追加
4	2017. 4. 1	P5	新規追加 (第10条)